

制限付き一般競争入札参加者募集要領

1 対象業務等

- (1) 対象件名
- (2) 入札方式等
- (3) 設置場所
- (4) 賃貸借期間
- (5) 物件概要
- (6) 賃貸借の範囲
- (5) 支払条件

【別記】1のとおり

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、入札日（1月25日）現在において次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）とする。

- (1) 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、本市が定める手続きに基づく競争入札参加資格に係る再格付を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、本市が定める手続きに基づく競争入札参加資格に係る再格付を受けていること。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) その他【別記】2に定める資格に該当する者であること

3 入札参加申請

対象業務の入札への参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ・一般競争入札参加申請書（別記様式第1号 入札後資格確認用）
- ・誓約書（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「暴排要綱」という。）別紙様式

(2) 提出期間

【別記】3に定める期間に提出のこと。

4 書類の作成及び提出に関する留意事項

3に掲げた申請書並びにその添付書類等の作成・提出については、次のとおりとする。

- (1) 書類の作成に係る費用は入札参加申請者の負担とする。
- (2) 書類の提出は配達証明付き書留郵便により提出すること。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出先

郵便番号980-8671（専用郵便番号）

仙台市財政局契約課 工事契約係

(5) その他

各項目を熟読のこと

5 設計図書等（図面、仕様書及び現場説明書をいう。以下同じ。）及び設計図書等に対する質問・回答

(1) 設計図書等の配布

対象業務に係る設計図書等は、入札参加申請に必要な書類と併せて配布する。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答

① 設計図書等に対する質問

入札参加申請者は、設計図書等に対して質問がある場合、【別記】4に定める期間に質疑応答書（別記様式第2号）を配達証明付き書留郵便により提出すること。

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、【別記】4に示す期間に閲覧に供す。

6 契約規則等

仙台市契約規則は、仙台市財政局契約課（仙台市役所本庁舎1階）において閲覧することができる。

7 入札の執行

- (1) 入札の日時及び場所は【別記】5に定めるとおり。
- (2) 入札にあたっては、次の書類を提出すること。
 - ① 入札書
 - ② 入札金額に対応した積算内訳書
 - ③ 代理人が入札する場合は委任状
- (3) 入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額とする。
- (4) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (5) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (6) 初度入札において、すべての入札者が予定価格を超過した場合は再度入札を行う。ただし、再度入札は1回のみとする。

8 落札者の決定

落札者の決定は、次のとおりとする。

- (1) 落札者については、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し決定するものとする。
- (2) 落札候補者が資格審査に必要な書類を提出期限内に提出しないとき、または資格確認のための指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
- (3) 審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないときは当該落札候補者の入札は無効とし、次順位の価格で入札した者を落札候補者として、同様の審査を行い落札者を決定する。
- (4) 落札候補者の入札参加資格の審査手続き
落札候補者は、入札日の翌日までに下記の書類を提出するものとする。
 - ① 類似業務の実績調書（別記様式第3号）
（記載内容が確認出来る書類）
 - a) 実績調書に記載された業務の契約書の写し
 - b) 類似業務の実績調書の内容が確認出来る書類（仕様書、図面等）の写し
 - ② その他必要と認められるもの
- (5) 審査の結果、入札参加資格を有しないとされた落札候補者に対しては、その理由を付して一般競争入札参加資格審査結果通知書（参加資格なし）を送付する。
- (6) 入札参加資格を有しないとされた者は、一般競争入札参加資格審査結果通知書が到着してから2日以内に資格を有しないとされた理由の説明を求めることができる。
- (7) (6)により請求がなされたときは、速やかに郵送にて回答する。
- (8) 提出した資格審査書類等は、本市において修正等を求めた場合以外は、差し替えることができない。

(9) 落札決定の通知

落札決定については、次により通知する。

- ① 落札者については、落札決定後に本市より通知する。
- ② 落札者以外の入札参加者に対する通知については、入札経過表の掲示をもってこれに代える。

9 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

入札日から落札決定の日までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。

- (1) 「2 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかとなったとき。
- (3) 暴排要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

10 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者以外の者のした入札
- (2) 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札
- (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額に対応した積算内訳書の提出がない入札
- (7) 誓約書が提出されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

11 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

12 入札保証金

規則第7条第1項第3号の規定により免除とする。

13 契約保証金

規則第19条の規定による。

14 記載内容についての問い合わせ先

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局契約課工事契約係

電話 022-214-8125